

21 チラシの表示

新聞折り込みのチラシ等において、前項にある「必要表示事項」すべてを掲載することは、スペースの関係から困難である。

そこで、チラシにおいては、次の3項目が最低必要な表示事項として定められている。

チラシにおける必要表示事項

- ① 食肉の種類
- ② 部位
- ③ 100g単価

もちろん、紙面が許せば、それ以上詳しく書くことが望ましい。

従って、「1切〇〇円」「1パック〇〇円」などの表示の脇には、必ず「100g当たり〇〇円」の表示を併記することになる。これは、消費者の購入の判断の目安として、単位を一定にして比較してもらうためで、「350gパック〇〇円」など暗算しにくい表示の脇に「100g当たり〇〇円」と併記されれば、消費者にとって比較のための材料となり得る、分かりやすい表示となるわけである。

■事例



なお、無店舗カタログ販売などの場合でも、一般消費者に対して食肉を販売する者として、食肉販売店と同じであるから、表示のルールを守らなければならない。



→食肉公正競争規約第3条第3項▶(84ページ)

→不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件▶(141ページ)